

北広情報第 号  
平成 15 年 7 月 日

北広島市個人情報保護審査会会長 様

北広島市長 本 禄 哲 英

実施機関が行う個人情報の取扱いについて（諮問）

このことについて、下記のとおり個人情報を取り扱いたいので、北広島市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 7 条第 2 項第 8 号、第 7 条第 3 項及び第 8 条第 6 号の規定により、貴審査会の意見を求めます。

記

- 1 本人以外から個人情報を収集できる場合の種類の承認について（条例第 7 条第 2 項第 8 号の規定に基づく諮問事案）  
別紙 1 のとおり
- 2 思想、信条等の個人情報を収集することができる場合の種類の承認について（条例第 7 条第 3 項の規定に基づく諮問事案）  
別紙 2 のとおり
- 3 目的外利用等ができる場合の種類の承認について（条例第 8 条第 6 号の規定に基づく諮問事案）  
別紙 3 のとおり

1 北広島市個人情報保護条例第7条2項第8号の規定に基づく諮問事案

別紙1

(本人以外のものから個人情報を収集できる場合の類型)

類型 番号	類 型	本人以外のものから収集する理由又は必要性
1	<p>(陳情、要望等)</p> <p>各種陳情、要望等に際して、陳情者、要望者等以外の個人情報を陳情者、要望者等から収集する場合</p> <p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・きたひろしま市民の声</li> <li>・各種団体等からの要望及び自治会からの市民の声</li> </ul>	<p>①陳情、要望等の内容に陳情者、要望者以外の個人情報が含まれている場合、それらを含めて陳情、要望等の内容を把握しなければ、陳情、要望等を適切に処理することができない。</p> <p>②陳情、要望等の内容は、陳情者、要望者等の自由な意思に基づいて一方的に提供されるものであり、その性質上、収集を拒むことができない。</p>
2	<p>(各種の申請、届出等)</p> <p>各種の申請、届出等に伴い、提出される情報に当該申請者、届出者以外の者の個人情報が含まれている場合</p> <p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北広島市老人医療の助成申請(市老)</li> <li>・保育所の入所に係る申請</li> <li>・福祉バス使用申請書(福祉バス乗車名簿)</li> </ul>	<p>各種の申請等に係る事務を行うに当たり、申請等の内容によっては、申請者等以外の者に関する個人情報を収集することが、当該事務の公正かつ円滑な実施のために必要不可欠な場合がある。</p>
3	<p>(委託契約等)</p> <p>委託契約等に当たり、当該委託契約等の受託者等からその従業員等に関する個人情報を収集する場合</p> <p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合体育館管理業務委託</li> <li>・総合体育館清掃業務委託</li> <li>・公民館管理業務委託</li> <li>・公民館提起清掃委託</li> <li>・競争入札参加資格者に係る事務</li> </ul>	<p>委託契約等に係る事務事業を適正かつ円滑に執行するため、契約内容等によっては、委託先の従業員等に関する個人情報を収集する必要がある。</p>

類型 番号	類 型	本人以外のものから収集する理由又は必要性
4	<p>(補助金等の算定)</p> <p>団体等に対して、その事業活動を助成する目的で交付する補助金等の算定の基礎資料とするため、補助金等の算定に必要な範囲内で、当該団体等の職員、構成員等又は当該団体等が設置し、若しくは運営している施設の利用者、入所者等に関する個人情報を当該団体等から収集する場合</p> <p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉施設整備費補助金</li> <li>・社会福祉協議会補助金</li> </ul>	<p>①補助金等の交付に際して、事務を適正に実施するために事務の目的の範囲で実施機関が職員、構成員等に関する個人情報や施設の利用者、入所者等に関する個人情報を当該団体等から収集する必要がある。</p> <p>②これらの個人情報は、当該団体でなければ保有していない情報であり、情報の客観性、正確性を確保するため、当該団体等から収集する必要がある。</p>
5	<p>(参考資料の収集)</p> <p>地方公共団体その他から送付された資料に名簿等の個人情報が含まれている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども大使交流事業(管理課)派遣対象者名簿</li> <li>・青年の船参加者名簿</li> </ul>	<p>①地方公共団体その他の団体の事務又は事業の目的に基づいて、一方的に送付されているものであり、その性質上収集を拒むことができない。</p> <p>②報告書等の一部である場合などは、個人情報の部分のみを除いて収集することが事実上困難である。</p>
6	<p>(国又は他の地方公共団体等からの収集)</p> <p>国又は他の地方公共団体等との関係で、事務の執行上やむを得ず当該団体から個人情報を収集する場合</p> <p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦傷病者乗車券引換交付事務</li> <li>・戦傷病者に対する補装具の支給事務に伴う「戦傷病者の名簿」</li> </ul> <p>・「特別児童手当、知的障害児者の援護、身体障害者の援護及び精神障害者の援護に関する事務」に係る転入者の個人情報(経過情報も含め)前住所地から入手(福祉課)</p>	<p>①実施機関が事務を実施するに当たって、情報の客観性、正確性が必要とされ、他の行政機関から個人情報を収集することが必要不可欠な場合がある。</p> <p>②本人から直接個人情報を収集すると当該事務の目的の達成に支障を来たしたり、当該事務の遂行が著しく困難にするおそれがある。</p>

類型 番号	類 型	本人以外のものから収集する理由又は必要性
	・ 開発行為の許可に対する意見聴取 に関し、「開発行為許可申請書の副本」 が送られ、開発行為の意見が求められ る。	

2 北広島市個人情報保護条例第7条3項の規定に基づく諮問事案

別紙2

(思想、信条等の個人情報を収集することができる場合の類型)

類型 番号	類 型	収集する理由又は必要性等
1	<p>(相談、苦情、要望、陳情、意見等) 市民等からの相談、苦情、要望、陳情、意見等の中で、相談者等の意思により、思想、信条等に関する個人情報が提供され、実施機関として当該個人情報を収集することとなる時。</p> <p>(例示) ・「相談記録」(福祉課) ・在宅介護支援センター運営事業(実態把握・介護予防プラン作成) ・高齢者健康データバンク事業</p>	<p>市民等から寄せられる相談、陳情、要望、意見等は、自己の意思に基づいて、自己の意見、考え方等を実施機関に知ってもらいたい、実施機関の適切な対応を期待するもので、その際、自己の思想、信条、信教等の個人情報が含まれることが考えられる。</p> <p>この場合、これらの情報は、市民等から一方的に提供されるものであり、事務の目的の範囲内でこれらの個人情報を取り扱う限り、個人情報保護上の問題は生じないものと考えられる。</p>
2	<p>(作文、論文等) 作文等のコンクールや試験等の事務において、作文、論文等の記載内容に思想、信条等に関する個人情報が含まれ、当該個人情報を取り扱うとき。</p> <p>(例示) ・市職員採用試験等 ・まちづくり作文・論文募集</p>	<p>各種コンクールや試験の作文、論文等の記述内容は、本人の自由な意思で記述されるものであり、その中には思想、信条等に関する個人情報が含まれている場合がある。これらの個人情報は、一方的に提供されるものであり、その性質上、収集の選択の余地がない。</p>
3	<p>(議員等の政治理念等) 議員の政党名、会派名、政治理念等に関する個人情報を収集するとき。</p> <p>(例示) ・市議会議員議員台帳作成のための議員履歴事務(所属政党)</p>	<p>実施機関は、議会对応等の中で、事務を適正に執行するため、当該事務の目的の範囲内で議員の所属政党名、会派名、政治理念等の思想等に関する個人情報を収集する必要がある。</p>

類型 番号	類 型	収集する理由又は必要性等
4	<p>(栄典、表彰等)</p> <p>栄典、表彰等の選考を行うに当たり、候補者の犯罪歴等に関する個人情報を収集するとき。</p> <p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉事業 叙勲・褒章（功労表彰含む）に関する事務</li> <li>・ 叙位、叙勲及び褒章に係る事務</li> <li>・ 北海道知事及び石狩支庁長表彰に係る事務</li> </ul>	<p>栄典、表彰等を行う場合、犯罪歴を有する者が被表彰者や候補者となることは、社会通念上、市民等の感情にそぐわないものと考えられることから、これらの選考に当たっては、犯罪歴等の有無を確認する必要がある。</p>
5	<p>(刊行物等)</p> <p>一般に入手し得る刊行物等から、思想、信条等に関する個人情報を収集するとき。</p>	<p>新聞や書籍等に掲載され、公にされている情報については、不特定多数の者に公表され誰もが知り得る状態にあることから、事務の目的の範囲内で収集する限りにおいては、個人情報保護の問題が生じることはないと考えられる。</p> <p>ただし、この場合においては、情報のすべてが正確なものとは限らないので、出典、収集先、収集時期を明示して取り扱うこととする。</p>
6	<p>(公共事業における土地等の取得、補償等)</p> <p>公共事業に必要な土地、家屋等を取得するに当たり、墳墓、神社、仏閣、教会等の宗教施設の改装、移転の費用や供養、祭礼費用の補償を適正に行うため、信教に関する個人情報を収集するとき。</p>	<p>公共事業において、用地等を取得するに際して、墳墓、神社、仏閣、教会等の改装、移転が必要となる場合に、その改装、移転費用、供養、祭礼に要する費用の補償額の算定のため、土地所有者等の信教に関する個人情報を収集する必要性が生じる。</p>
7	<p>(措置、給付等)</p> <p>各種の措置、給付等を行う事務において思想等に関する個人情報を収集するとき。</p>	<p>各種の措置、給付等の申請受付において、申請者等から申請理由、経過その他の事情を聴取する際、申請の内容によっては、思想、宗教等の情報を収集することが、事務の円滑な実施を確保するために必要となる。</p>

類型 番号	類 型	収集する理由又は必要性等
8	<p>(国際交流等)</p> <p>海外から研修生、来訪者等の受け入れを行うに当たり、当該研修生等の信教等に関する個人情報を収集するとき。</p>	<p>海外からの研修生や来訪者等を受け入れるに当たっては、生活習慣の違いや食事の制限等を把握し、当該研修生等の滞在中、適切な対応を図るため信教等に関する個人情報を収集する必要がある場合がある。</p>
	<p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カナダサスカツーン交流事業</li> <li>・ホームステイバンク</li> </ul>	

3 北広島市個人情報保護条例第8条1項第6号の規定に基づく諮問事案  
 (個人情報の利用及び提供の制限の例外事項の類型)

別紙3

類型 番号	類 型	利用・提供する理由又は必要性等
1	<p>捜査機関及び裁判所ならびに弁護士会、公認会計士等公共的責務を担う機関等が、法令等に基づいて行う、捜査、調査、照会等に対し、回答等をするとき。</p> <p>ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、かつ、提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p> <p>(例示)                      ・刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査事項照会書による依頼</p>	<p>強制力はないが、法律の規定に基づく照会であり、公共団体の機関として当該規定を十分に尊重して処理する必要がある。</p>
2	<p>報道機関の取材、要請に応じて個人情報を提供するとき。</p> <p>(例示)                      ・表彰者の経歴                      ・災害・事故に伴う負傷者及び患者の状況                      ・職員の勤務状況(処分と処分内容)</p>	<p>対象となる個人情報の内容、社会的関心の高さ、その他の事情を総合的に判断し、公表することが公益上必要であり、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるときは、報道機関に提供する必要がある。</p>
3	<p>各種の講師、助言者、表彰者の候補者に関し、実施機関が事務の遂行に伴って保有する個人情報を提供するとき。</p>	<p>候補者の個人情報を提供要請者の事務の目的達成に必要な範囲で、実施機関以外に提供する場合があり、提供する個人情報が当該個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときは、個人情報保護上の問題が発生することはないものと考えられる。</p>



類型 番号	類 型	利用・提供する理由又は必要性等
4	<p>国、他の地方公共団体に提供する場で、事務の遂行に必要な限度で使用し、使用することに相当な理由がある場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。</p> <p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者生活実態調査事務（福祉課） 「65歳以上のリスト」を民生委員に提供</li> <li>・ 特別児童手当、知的障害児者の援護、身体障害者の援護及び精神障害者の援護に関する事務に関する転出者の個人情報（経過情報も含め）転入先へ提供</li> <li>軽自動車政務賦課事務（税務課） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警察署からの放置バイクの所有者確認</li> </ul> </li> <li>法人市民税賦課事務（税務課） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税務署から事業者の実態調査</li> </ul> </li> <li>・ 老人週間における知事祝品贈呈（満100歳）</li> </ul>	<p>個人情報を使用する公益上の必要性が強く、行政運営の効率化を図る必要がある。</p>
5	<p>(公共的目的で行う調査、研究のために必要がある場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国、他の地方公共団体、学術研究機関等が専ら公共的な目的で行う調査又は学術的な目的で行う研究のために必要があると認められる場合</li> </ul>	<p>一般に統計作成や学術研究の目的のために利用される個人情報は、個人情報を利用する者や提供を受けた者が限られた目的の範囲内で利用するものであり、また、公共性が高いと認められるが、公表する際は個人が識別できない形で行うことを条件にする等、個人の権利利益の侵害とならないよう必要な措置を講じなければならない。</p>